

案

契 約 書

支出負担行為担当官厚生労働省健康局長 佐原 康之（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、小児慢性特定疾病登録センター運営事業（以下「事業」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（事業の実施）

- 第1条 乙は、「小児慢性特定疾病登録センター運営事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、事業を行うものとする。
- 2 乙は、委託事業を実施するに当たっては、承認された事業計画書に基づき、事業を実施するものとする。
- 3 乙はやむを得ない事情により、事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く）しようとするときは、甲の承認を受けるものとする。

（信義誠実の原則）

- 第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

（委託費の額）

- 第3条 甲は、事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）を限度として乙に支払うものとする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 第1項の金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、乙はいかなる理由があっても当該金額以外の代価を甲に請求することはできない。

（契約保証金）

- 第4条 この契約の保証金は、免除する。

（委託期間）

- 第5条 この事業の委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（委託費の経理）

- 第6条 乙は、事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておかなければならない。

（再委託）

- 第7条 乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式第1号により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2号の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式第3号の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式第3号の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第4号により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(委託費の精算等)

第10条 乙は、事業が終了したときは、委託事業終了の日から起算して30日以内（第18条の規定により契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から起算して30日を経過した日）又は令和6年4月8日のいずれか早い日までに様式第5号による事業実績報告書等を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の事業実績報告書等の提出を受けたときは、遅延なくその内容を精査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。

3 委託事業に要した経費が第3条第1項の金額を超えた場合、その超えた額は乙の負担とする。

4 乙は、第2項の規定による確定通知を受けたときは、委託事業費支払請求書を作成し官署支出官厚生労働省大臣官房会計課長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(委託費の概算払い)

第11条 前条第4項の規定にかかわらず、乙が概算払いによる支払いを要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、四半期ごとに乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払いすることができる。

2 乙は、前項の概算払いを請求するときは、委託事業費概算払請求書を官署支出官に提出するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(概算払いにおける委託費の精算等)

第12条 乙は、前条の規定に基づき概算払いを受けた場合で第10条第2項の規定により委託費の額の確定が行われるとともに確定通知を受けた結果、交付された委託費に不足が生じたときは、その不足額について、第10条第4項の規定により請求するものとする。

2 甲は、前条の規定に基づき委託費の概算払いを行った場合で第10条第2項の規定により委託費の額を確定した結果、委託費に残額が生じた時は、委託事業費確定通知書にかえて委託事業費確定通知及び返還命令書により、乙に対して委託費の確定通知を行うとともにその超える額の返還を命じるものとする。

3 乙は、前項の委託事業費確定通知及び返還命令書を受けた時は、これに従いその超える額を返還しなければならない。

(支払遅延利息)

第13条 官署支出官は、自己の責に帰すべき理由により第10条第4項又は第11条第2項に定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(業務完了報告書)

第14条 乙は、業務終了後、直ちに様式第6号に定める業務完了報告書を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(検査)

第15条 検査職員は前条の業務完了報告書の提出後10日以内、又は、令和6年3月31日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この委託契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第17条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。承認を得て複製した場合には、作業終了後、適切な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲はいつでもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

4 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(危険負担)

第19条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第18条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額に変更があった場合には変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3に

において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(加算金及び延滞金)

第23条 乙は、第18条第2項の規定による契約の解除に関し委託費の返還を命じられた時は、委託費受領の日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を加算金として支払わなければならない。

2 甲は、前項の場合において止むを得ない事情があると認める時は、加算金の全部又は一部を免除することができるものとする。

3 乙は、第12条第2項及び第3項の規定による委託費の残額、第18条第2項並びに第22条第1項及び第2項の規定による違約金、第20条第1項の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わない時は、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負担契約等に関する契約解除）

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第28条 甲は、第18条2項、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条2項、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第29条 第18条第3項及び第4項の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争等の解決方法）

第31条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月3日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 佐原 康之

乙

(様式第 1 号)

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省 健康局長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式第2号)

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省 健康局長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式第3号)

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省 健康局長 殿

名称
代表者氏名

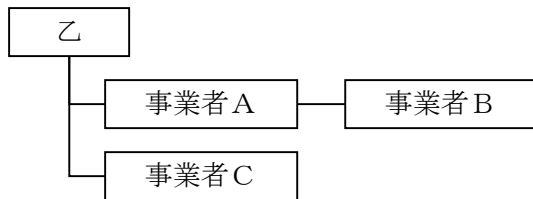
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



(様式第4号)

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省 健康局長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

(様式第 5 号)

番 号
(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 殿

住所
名称
代表者氏名

小児慢性特定疾病登録センター運営事業の実施に係る事業実績報告書等の提出について

標記について、次の通り関係書類を添えて提出する。

1. 事業実績報告書 (別紙 1)
2. 参考資料
3. 委託費支出済額内訳表 (別紙 2)

(別紙1)

事業実績報告書

- 事業名：小児慢性特定疾病登録センター運営事業
- 事業実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 事業の概要

※ 必要に応じ、図表等を参考資料として添付すること。

(記載例)

(1) 小児慢性特定疾病児童等データベースへのデータ登録業務

①

②

③

(2) 小児慢性特定疾病児童等データ精度向上・分析等業務①

①

②

(3) 小児慢性特定疾病児童等データベースからのデータ抽出業務

①

②

(別紙2)

委託費支出済額内訳 (〇〇年度)

区 分	支出済額 (円)	積 算 内 訳
<p>(記載例)</p> <p>〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> .</p> <p> .</p> <p> .</p> <p>〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> .</p> <p> .</p> <p> .</p> <p>〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> 〇〇〇費</p> <p> .</p> <p> .</p> <p> .</p>		
消費税額	〇〇〇, 〇〇〇	
合計	〇〇〇, 〇〇〇	

(様式第6号)

(元号) 年 月 日

健康局難病対策課
検査職員 殿

〇〇〇〇株式会社

(住所)

(氏名)

業務完了報告書

契約件名 小児慢性特定疾病登録センター運営事業

上記の業務について、(元号) 年 月 日をもって完了したので、本件契約書第14条に基づき報告します。